

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 1 古いバイクのガソリンの処理
2 特別管理産業廃棄物管理責任者

今月号も、協会への相談事例を紹介します。
今回は、実際にやり取りをした形式でご案内します。

(1 古いバイクのガソリンの処理)

- Q. 納屋から、ずいぶん前の古いバイクのタンクにガソリンが残っていた。どのように処理したらよいか？
- A. バイクを私用で利用していたのか、会社、事業用として利用していたのかで廃棄物の種類が異なります。通常は、バイクの中に残ったガソリンは、有価物としてバイクごと下取りされているので、残ったガソリンを処分することは稀です。今回のようにバイクのガソリンを処分する場合は、使用形態により一般廃棄物または産業廃棄物になります。バイクが私用であれば、一般廃棄物に該当し処理方法については、市町に相談してください。事業用として使用していたのであれば、特別管理産業廃棄物の廃油の許可を持っている処分業者に処理を相談してください。(今回はメールによる相談でしたので、特別管理産業廃棄物の廃油の許可を持っている会社の連絡先をメールしました。) また、バイクのガソリンを単独で処分するのではなく、バイクの処分をお願いする方にガソリンが入った状態で処分をお願いするほうが、現実的な処理方法ではないかと思われます。

(2 特別管理産業廃棄物管理責任者)

- Q. 特別管理責任者の講習会は7月に予定されていたが、受付はしていない。いつごろ受付開始するのか。
- A. 未定である。最新の情報は、実施主体である公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページに掲載されている。
- Q. 栃木県で今年度はもうやらないのか。
- A. 振興センターにこれまで中止になった分を必ず年度内に実施するよう申し入れているが、どうなるかはわからない。
- Q. 特別管理産業廃棄物管理責任者の行政への報告は必要か。
- A. 栃木県では報告義務はない。法律上報告義務はないが、県によっては要綱などで報告を求めている県もあるようである。
- Q. 廃棄物処理法に資格について学歴の記載があるが、この講習会の受講資格はあるのか。
- A. 受講資格はありません。特別管理産業廃棄物管理責任者になることのできる資格者の学歴が、廃棄物処理法施行規則第8条の17に記載されております。
- Q. この資格に期限はあるのか。
- A. 期限はありません。